

危険物規制事務取扱規程

〔平成 13 年 3 月 5 日
規程第 9 号〕

危険物規制事務取扱規程(平成 11 年 4 月 1 日規程第 35 号)の全部を次のとおり改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)第 3 章、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。)及び危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 56 号。以下「省令」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(仮貯蔵、仮取扱いの承認)

第 2 条 法第 10 条第 1 項ただし書の規定により危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱おうとする者は木曾広域消防本部消防長又は消防署長(以下「消防長等」という。)の承認を受けなければならない。

(危険物施設の設置又は変更許可)

第 3 条 連合長は、危険物施設の設置又は変更の許可を受けようとする者から申請があったときは、法第 11 条第 1 項の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可を行う。

(仮使用の承認)

第 4 条 連合長は、危険物施設の仮使用の承認を受けようとする者から申請があったときは、法第 11 条第 5 項ただし書きに基づき、仮使用の承認を行う。

(予防規程の認可等)

第 5 条 連合長は、予防規程の制定(変更)の認可を受けようとする者から申請があったときは、法第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づき予防規程の制定(変更)の認可を行う。

(命令等)

第 6 条 連合長は、法の想定する製造所等の使用停止、貯蔵取扱基準遵守、緊急使用停止要件に至った場合、各命令を発する。

(届出の受理等)

第 7 条 資料提出、危険物保安監督者選解任、危険物施設の廃止、譲渡引渡、品名数量又は倍数変更等の各種届出受理については消防長等が行うことができる。

(手数料等)

第 8 条 連合長は、危険物施設の設置(変更)の許可、仮使用の承認、完成検査を行うとき、また、完成検査済証の再発行を行うときは、申請する者から別に定める手数料

を徴収する。

- 2 消防長等は、仮貯蔵、仮取扱いの承認を行うときは申請する者から別に定める手数料を徴収する。

(委任)

第9条 この規程について必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。